

大阪市告示第605号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和8年5月8日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年5月12日（火）から 同月15日（金）まで	
	令和8年5月19日（火）から 同月22日（金）まで	
	令和8年5月26日（火）から 同月29日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）